明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七三）　一

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁六六）　六

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、平成二十五年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査関係　一〇

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人日本貿易振興機構平成二十三事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録関係　七三
地方公共団体
行旅死亡人関係　八六
会社その他
会社決算公告　八七
八九

省令

○経済産業省令第七十三号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中アルジェリアの項の次に次のように加える。

アルゼンチン	一　記章 水色  紺

別表第二中チェコの項に次のように加える。

	五　記章  黒